

ウィズコロナ時代の企業・官公庁向け危機管理 エイチ・エス損保と提携し「感染症とケガの保険」取扱い開始 — 24時間365日 従業員の万が一に備えて安心を提供 —

株式会社エイチ・アイ・エス（本社：東京都港区 代表取締役会長兼社長：澤田 秀雄 以下、HIS）は、ウィズコロナ時代の働く環境の危機管理として、企業・官公庁に向けて『保険』で備える『感染症とケガの保険（団体傷害保険）』（引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社 以下、エイチ・エス損保）の取扱いを、12月17日（木）より全国の本部で開始いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、3密回避、ソーシャルディスタンス、マスク着用、衛生的手洗いなど感染症予防対策を行うと共に、経済活動を止めない方法として、テレワークやワーケーションといった、新しい働き方への転換が進んでいます。しかしながら、出勤が求められる業務や、テレワークだけでは仕事が成立しない業務、業務上やむを得ない出張等が存在し、企業は、より一層の危機管理対策が求められています。

労働契約法第5条においても、従業員への安全配慮義務が記されており、感染症予防のために、企業は管理を徹底しなければなりません。そこで、企業・官公庁が契約者となり、勤務中・勤務外を問わず、従業員の感染症またはケガによる入院を最大180日まで日額補償をする「感染症とケガの保険」の販売開始に至りました。

ご契約いただいた企業で働く従業員の勤務中・勤務外・休日を問わず、特定感染症^(※1)またはケガにより入院した場合に、入院日数1日につき入院保険金日額を補償し、従業員の生活を支えます。

「感染症とケガの保険」の補償対象となる感染症は、感染症法^(※2)における「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」および「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」となります。

今後新たな感染症が発生し、上記指定がされた場合は補償対象となる予定です。

【感染症とケガの保険の概要】

- ・詳細：<https://www.his-j.com/corp/engagement/insurance/>
- ・補償内容：感染症またはケガによる入院 日額補償（最大5,000円/日）
※団体傷害保険となり、対象は企業・官公庁の法人格となります。
- ・引受保険会社：エイチ・エス損保
- ・発売日：12月17日より全国販売 ※現時点での最短の保険始期は2021年1月1日からとなります。

(※1) 感染症を発病した時点において、感染症法^(※2)に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」および「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」をいいます。

(※2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）をいいます。

HIS 法人営業本部は、ウィズコロナ時代の企業で働く従業員への安全配慮を図ると共に、企業のロイヤリティの向上や求人時の差別化により優良人材の獲得にも役立つ保険商品の展開を図ることで、企業の安定的な成長に寄与し、ひいては、経済の活性化に貢献してまいります。